

議案第17号

調布市文化財の指定について

上記の議案を提出する。

令和4年3月25日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

調布市文化財保護条例第4条の規定により、市文化財の指定を行うため、提案するものであります。

調布市文化財の指定について

次の資料を調布市文化財に指定する。

1 文化財の名称

とくがわいえやすきしんじょう とくがわしょうぐんけりょうちしゅいんじょう
徳川家康寄進状・徳川将軍家領地朱印状

2 員数

1 1 通

3 指定の種別

調布市指定有形文化財（古文書）

4 所有者

宗教法人 深大寺

5 所在地

調布市深大寺元町5丁目15番1

6 管理責任者

宗教法人 深大寺 代表役員 張堂興昭

7 製作年代

江戸時代 天正19年～万延元年（1591～1860）

8 指定理由等

別紙「調布市文化財指定理由説明書」のとおり

調布市文化財指定理由説明書

一．名称 <small>ふりがな</small>	二．員数	三．指定の種別	四．所有者	五．所在地	六．制作年代	七．制作者	八．形状
徳川家康寄進状・徳川将軍家領地朱印状 <small>とくがわいえやすきしんじょう とくがわしようぐんけりようちしゅいんじょう</small>	一 一通	有形文化財（古文書）	宗教学法人深大寺	調布市深大寺元町五丁目一五―一	天正一九年～万延元年（一五九一～一八六〇）	徳川将軍家	<p>本状は、徳川家が深大寺に対して五〇石の寺領を寄進したことを認めた寄進状で、現在深大寺には一五代のうち、一人の将軍からの寄進状・領地朱印状が残されている（二代秀忠、六代家宣、七代家継、一五代慶喜を除く）。一一通のうち、家康のものは花押が記され、家光以降朱印が押されている。</p> <p>【材質】大高檀紙 【法量】</p> <p>一．家康寄進状 縦四三・三 cm 横六五・〇 cm 二．家光朱印状 縦四五・三 cm 横六一・七 cm 三．家綱朱印状 縦四六・二 cm 横六五・〇 cm 四．綱吉朱印状 縦四七・一 cm 横六四・一 cm 五．吉宗朱印状 縦四六・八 cm 横六五・七 cm 六．家重朱印状 縦四六・二 cm 横六五・四 cm 七．家治朱印状 縦四六・六 cm 横六四・四 cm 八．家斉朱印状 縦四六・二 cm 横六四・〇 cm 九．家慶朱印状 縦四六・七 cm 横六四・四 cm 一〇．家定朱印状 縦四五・八 cm 横六四・〇 cm 一一．家茂朱印状 縦四五・三 cm 横六四・三 cm</p> <p>寺領を認める寄進状は、将軍の代替わり毎に発給され、前将軍のものは幕府に返納することとなっていたが、何らかの理由で残存していることがあり、深大寺の例もそれにあたる。なお、各発給年月日は左記のとおりである。</p> <p>【発給年月日】</p> <p>一．家康寄進状 天正一九年（一五九一）十一月 二．家光朱印状 寛永一九年（一六四二）六月一日 三．家綱朱印状 寛文五年（一六六五）七月一日 四．綱吉朱印状 貞享二年（一六八五）六月一日 五．吉宗朱印状 享保三年（一七一八）七月一日 六．家重朱印状 延享四年（一七四七）八月一日 七．家治朱印状 宝暦二年（一七六二）八月一日 八．家斉朱印状 天明八年（一七八八）九月一日 九．家慶朱印状 天保一〇年（一八三九）九月一日 一〇．家定朱印状 安政二年（一八五五）九月一日 一一．家茂朱印状 万延元年（一八六〇）九月一日</p>

八・形状

一・徳川家康寄進状

「寄進 深大寺

武蔵国多摩郡深大寺

郷之内

五拾石之事

右如先規令寄附訖殊寺

中可為不入弥守此旨仏法

相續不可有怠慢之状如件

天正十九年十一月日 大納言源朝臣（花押）
辛卯

二・徳川家光朱印状

「当寺領武蔵国多摩郡深大寺

郷之内五拾石事如先規令

寄附 全收納弥不可有

相違者也仍如件

寛永十九年六月十八日（朱印家光）

深大寺」

三・徳川家綱朱印状

「武蔵国多摩郡深大寺郷之内

五拾石事任天正十九年

十一月日寛永十九年六月十八日

両先判之旨深大寺全收納永

不可有相違者也

寛文五年七月十一日」

（朱印家綱）

四・徳川綱吉朱印状

「武蔵国多摩郡深大寺郷之内

五拾石事任天正十九年十一月日

寛永十九年六月十八日寛文五年

七月十一日先判之旨深大寺全收納

永不可有相違者也

貞享二年六月十一日」

（朱印綱吉）

五・徳川吉宗朱印状

「武蔵国多摩郡深大寺郷之内

五拾石事依当家先判之例深大寺

收納永不可有相違者也

享保三年七月十一日」

（朱印吉宗）

以後、九代將軍家重（延享四年八月十一日）、十代將軍家治（宝曆十二年八月十一日）、十一代將軍家齊（天明八年九月十一日）、十二代將軍家慶（天保十年九月十一日）、十三代將軍家定（安政二年九月十一日）、十四代將軍家茂（万延元年九月十一日）のものは、吉宗発給のものと同様式を同じくしている。

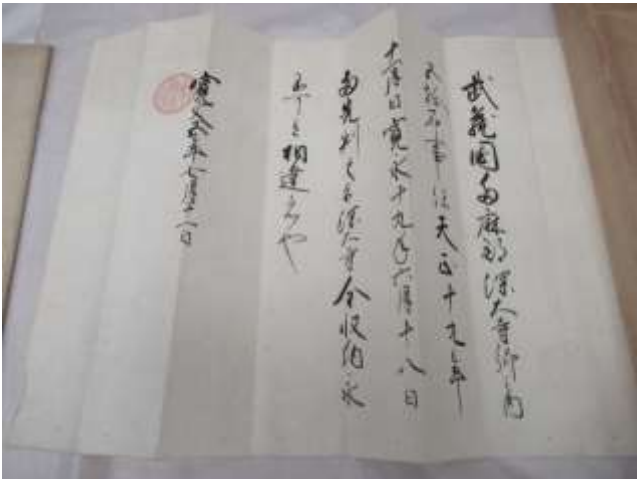
九・説明	一〇・保存状況	一一・指定理由	一二・指定基準
<p>【解説】</p> <p>寺領を認める寄進状は、徳川家康・秀忠の時代は書式が確定していないが、基本的には、一〇万石もしくは四位以上の大名・摂関家及び清華家・大臣家・従一位の公家に対する知行安堵は花押を据え、一〇万石以下の武士の知行安堵や寺社領の寄進・安堵は朱印状、將軍の私的な書状や軽微な事項では黒印状によって発給される傾向がある。継目安堵（つぎめあんど）と称された將軍の代替わり毎に発給される朱印状は、四代將軍家綱の時からで書式もこのとき確定した。したがって、深大寺所蔵の寄進状（朱印状）は、家康のものは花押で、家光のものは宛所に「深大寺」とある。しかし、家綱以降は年月日の記載の横に朱印を捺し、宛所の記載がない形式に変わり、以降の徳川將軍からの朱印状は同じ書式となっている。</p> <p>明治に入り、上知令によって寺領は没収されるが、その際、政府によって朱印状が召し上げられた寺院もある。深大寺の場合は、ほぼ歴代のもものが揃っており、また、これらの文書は、後世に修復などもなされておらず包紙や箱なども残っており、古文書の原状を考えるうえでも貴重である。</p> <p>なお、府中市大国魂神社には一二通の寄進状・朱印状が奉納されており、二代秀忠の朱印状も発給されていることから、六代、七代、一五代の三代には発給されなかったと推定される。</p>	<p>現在、本古文書群は、一通一通、桐の文箱に納めたうえで、倉庫にある箆笥状の収納箱に保管されている。</p> <p>後世に修復などが行われておらず、発給当時の状態を良くとどめているものと思われる。</p>	<p>本古文書群は、天正一八年（一五九〇）に関東に移封された徳川家康が、深大寺に対し、寺領五〇石を認めたことを示す寄進状と、二代秀忠、六代家宣、七代家継、一五代慶喜を除く歴代將軍の朱印状である。寄進状（朱印状）で深大寺に寄進・安堵された寺領は、現在の調布市深大寺元町、深大寺北町、深大寺東町、深大寺南町に広がると考えられる。</p> <p>深大寺は、その歴史の長さの割に残された古文書類は多くないが、本古文書群は、深大寺の歴史や徳川幕府との関係を示す希少な史料であるとともに、江戸時代の調布市を知るうえで欠かすことのできない貴重な文化財である。</p> <p>本古文書群は、後世に修復や軸装などの改装なども行われておらず、徳川將軍家の発給文書として料紙研究の素材としても学術的価値が高い。</p>	<p>「調布市文化財指定基準」</p> <p>第一 調布市指定有形文化財</p> <p>四 古文書</p> <p>(一) 古文書類のうち歴史上重要と認められるもの</p> <p>(四) 古文書類、日記、記録類で、歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの</p> <p>(五) 近世及び近代の古文書、日記、記録類等で町村制度、年貢、土地、諸産業、工事、支配、戸口、交通、交易、宗教、凶災、教育、文化等に係るもので、地域的又は学術的価値の高いもの</p>



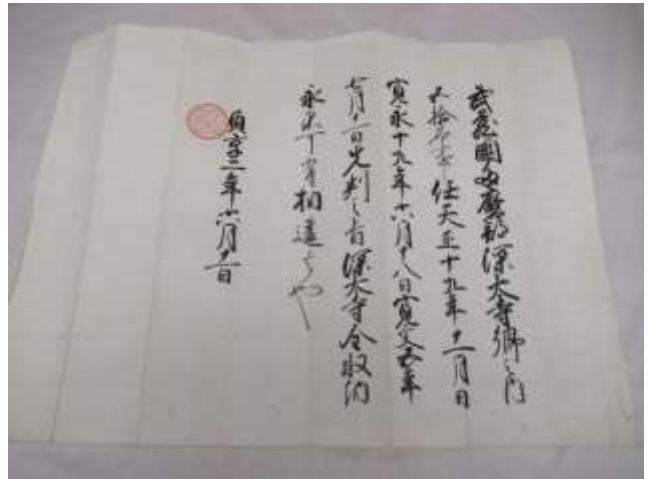
1. 家康寄進状



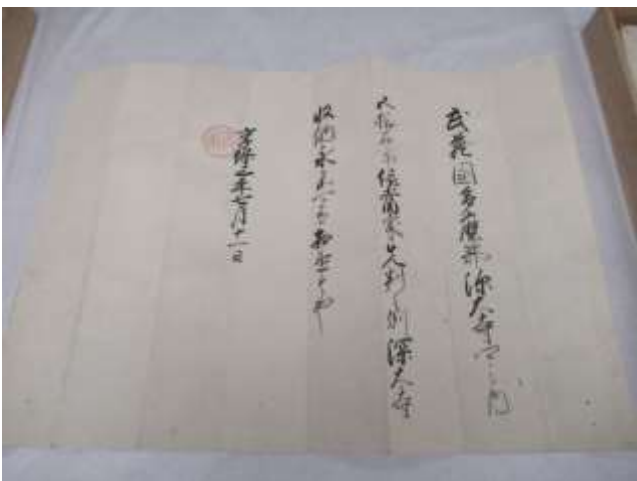
2. 家光朱印状



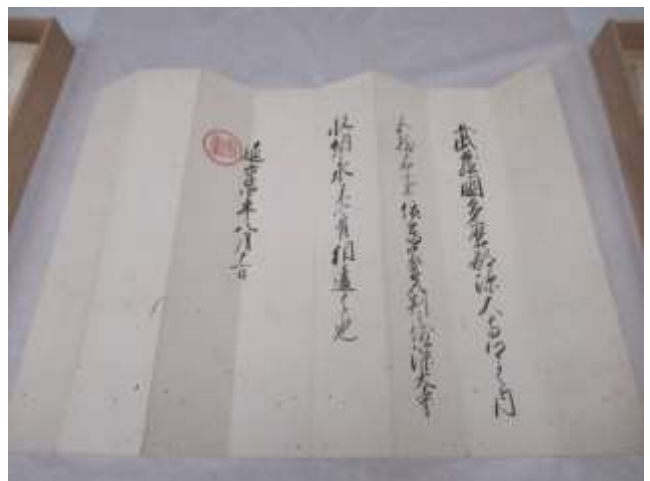
3. 家綱朱印状



4. 綱吉朱印状



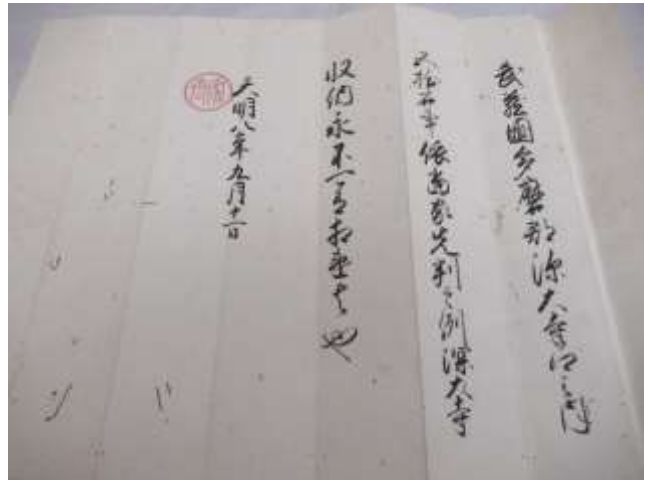
5. 吉宗朱印状



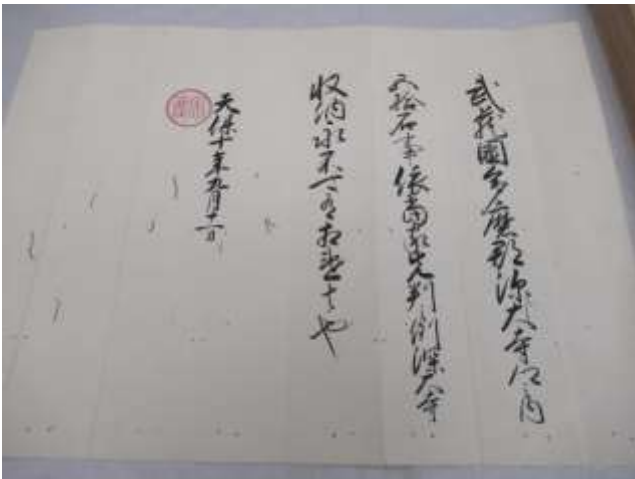
6. 家重朱印状



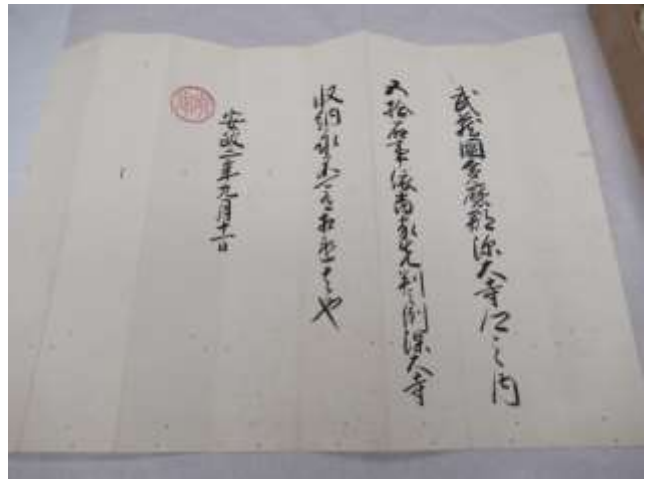
7. 家治朱印状



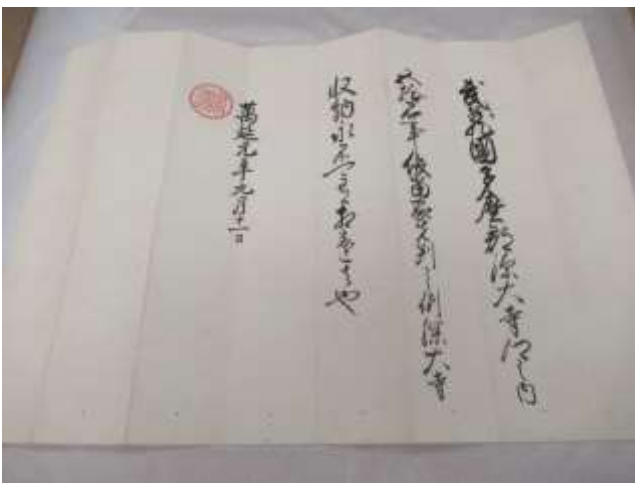
8. 家齐朱印状



9. 家慶朱印状



10. 家定朱印状



11. 家茂朱印状